

第3期島根県医療費適正化計画の進捗状況について

1. 医療費適正化計画について

国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、都道府県は医療費適正化計画を策定することとなりました。

本計画は高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもので、島根県では平成20年4月に「島根県医療費適正化計画（第1期）」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を、平成25年4月に「島根県医療費適正化計画（第2期）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、さらに平成30年3月に第3期計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定しています。

2. 計画の進捗状況について

医療費適正化計画の進捗状況については、高齢者の医療の確保に関する法律第11条第1項の規定により、毎年度各都道府県のホームページ等で公表することとなっています。

3. 進捗状況の内容について

○第3期医療費適正化計画P D C A管理様式

1 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標
- ② 特定保健指導の実施率に関する数値目標
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
- ④ たばこ対策に関する目標
- ⑤ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標
- ⑥ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標
- ② 医薬品の適正使用の推進に関する目標
- ③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

第3期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

第3期計画期間						
2017年度 (計画の足下値)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
53.9%						
目標達成に 必要な数値	56.6	59.3	62.0	64.6	67.3	70%
2018年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度に、市町村における特定健診・保健指導の実施状況調査を実施、効果があった取組や特徴的な取組をもとに、国保連合会開催の研修会や、保険者への個別指導等で好事例等の情報提供を行った。 ・医療費適正化に向けた健診受診促進のポスターを作成して各保険者に配布し、啓発を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保険者がそれぞれに対策を行っているが、H29年度実績で最も高い市町村は61.1%、低い市町村は25.6%と大きな差がある。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会が主導し、7保険者がAIを活用した受診勧奨事業に取り組み予定。取組状況の共有やその他の好事例の情報交換等を行い、さらなる受診率の向上を推進する。 					

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

第3期計画期間						
2017年度 (計画の足下値)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
21.6%						
目標達成に 必要な数値	25.5	29.4	33.3	37.2	41.1	45%
2018年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度に、市町村における特定健診・保健指導の実施状況調査を実施、効果があった取組や特徴的な取組をもとに、国保連合会開催の研修会や、保険者への個別指導等で好事例等の情報提供を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保険者がそれぞれに取組を行っているが、H29年度実績で最も高い市町村は66.1%、低い市町村は0%と大きな差がある。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の柔軟な運用が可能になり、これまで低率だった市町村も徐々に実施率が上がってきている。今後も取組状況の共有やその他の好事例の情報交換等を行い、さらなる実施率の向上を推進する。 					

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

第3期計画期間						
2017年度 (計画の足下値)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
10.9						
目標達成に 必要な数値	13.3	15.6	18.0	20.3	22.7	25%
2018年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、圏域健康長寿しまね推進会議を母体に、住民、関係機関・団体、職域団体、行政等が連携し、食生活の改善や運動促進など生涯を通じた健康づくりに向け、健康づくりグループの表彰や好事例の広報など地域や職場での健康づくりの取組を推進した。 ・ 「しまね☆まめなカンパニー事業」を開始し、職域での健康づくり推進に向けた情報発信を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が主体となった地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりの気運を醸成し、取組の充実に向けた支援を行う必要がある。 ・ 健康づくりに無関心な方々への効果的なアプローチ方法を検討していく必要がある。 					
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、県、圏域健康長寿しまね推進会議を中心として、地域や職域における活動の推進を図る。 					

④ たばこ対策に関する目標

目標	たばこを習慣的に吸っている者の割合を減らす
2018年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>2018年7月健康増進法が改正され2020年4月の全面施行へ向けて、望まない受動喫煙をなくすため、関係機関や団体等と連携し、施設の種類や場所ごとの対策等と周知啓発を実施した。</p> <p>また、以前から取り組んでいる受動喫煙防止対策により、年々、喫煙率が減少してきているものの、2016年度の男性の喫煙率が約27%となっている。</p> <p>【課題】</p> <p>改正健康増進法について、重点的に周知啓発を行っているが不十分である。</p> <p>また、禁煙意欲のある人への禁煙支援が課題である。</p>
次年度以降の 改善について	2019年度も引き続き、あらゆる機会を通じて改正健康増進法の周知啓発や禁煙に関心が持てるような情報提供と禁煙支援を行う。

⑤ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>糖尿病合併症発症者数および血糖コントロールが不良な者を減らす</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病対策に関する各会議を開催し、糖尿病腎症の発症・重症化予防について、関係者での課題の共有や、連携体制等について検討を行った。 ・新規に市町村担当者会を開催。関係機関の連携強化や取組推進の参考となるよう、2018年3月に策定した糖尿病腎症重症化予防プログラムの説明、事例紹介、講演、意見交換等を実施。プログラムは、重症化予防に新たに取り組み始めた（取り組もうとしている）市町村で、抽出基準等が参考になり、市町村の取組を底上げする一助となった。 ・各保険者等のデータ収集・分析、可視化を行った。
<p>2018年度の取組・課題</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規透析導入者割合や、糖尿病腎症による透析導入者割合は減少していないため、2018年7月に示された「腎疾患対策検討会報告書」も参考に、CKDも含めた重症化予防対策を実施していく必要がある。
<p>次年度以降の改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年も引き続き、CKD対策の視点も含めて上記取組を進めていく。

⑥ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

<p>目標</p>	<p>地区ごとの健康づくり活動を基盤とした健康なまちづくりを進めるため、住民、関係団体、地域、職域、行政等が一体となって「健康長寿しまね県民運動」を推進する。</p> <p>保険者によるデータヘルス計画（保健事業実施計画）の策定及びPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の円滑な実施に向けた支援を行う。</p>
<p>2018年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、圏域健康長寿しまね推進会議を母体に、住民、関係機関・団体、職域団体、行政等が連携し、食生活の改善、運動促進、歯と口腔の健康づくり、禁煙・受動喫煙防止等に関する周知啓発活動を実施した。 ・ 一人ひとりの健康づくりを推進するため、健康づくりの11目標の周知啓発、健康づくり体験の場の提供を行った。 ・ 地区ごとの健康づくり活動を推進するため、健康づくりグループ表彰事業、好事例の広報等を実施した。 ・ 事業所での健康づくりの取組を推進するため、「しまね☆まめなカンパニー事業」を開始した。 ・ 健康づくり情報や体験の場の提供が増え、健康づくり県民運動への参加者が増加した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が主体となった地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりの気運を醸成し、取組の充実に向けた支援を行う必要がある。 ・ 健康づくりに無関心な方々への効果的なアプローチ方法を検討していく必要がある。 ・ 低栄養予防、口腔機能低下予防の取組を通じたフレイル予防対策を進めていく必要がある。
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、県、圏域健康長寿しまね推進会議を中心とした周知啓発活動を実施する。 ・ 地域ごとの健康づくり活動の活性化を図るとともに、フレイル予防対策を強化する。 ・ 健康づくり無関心層が多いとされる青壮年期の人々に健康情報を提供するとともに健康づくりをしやすい環境を整えるため、地域保健と職域保健の連携体制の強化を図る。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

第3期計画期間						
2017年度 (計画の足下値)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
75.7%	79.9%					
目標達成に 必要な数値	80.0%	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
2018年度の 取組・課題	<p>【取組】 各保険者からの後発医薬品差額通知を実施。さらに、保険者協議会の場を活用して関係機関を交えた後発医薬品の使用促進に関する協議及び情報交換を行いながら、後発医薬品差額通知の充実や一般向け広報資料の配布による普及啓発を行った。</p> <p>【課題】 各保険者による後発医薬品差額通知や広報活動さらには薬局等での後発医薬品への切り替えの取組等により、後発医薬品使用割合は順調に伸びているが、年代別では若年層の使用率が低い等の課題がある。</p> <p>各保険者からの後発医薬品差額通知の他にも、多くの薬局や医療機関において、診療報酬上のインセンティブもあり後発医薬品への切り替えの努力が続けられている。</p> <p>これらに加えて、保険者協議会においてリーフレット等により、自己負担額が少ない（もしくは無い）子ども医療費対象者等の公費医療対象者に対する後発医薬品利用促進に関する啓発活動を検討する。</p>					

※後発医薬品使用割合の出典は、都道府県データブック（〇〇年度診療分）基礎編【32：島根県】（厚生労働省においてNDBから抽出されたもの）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

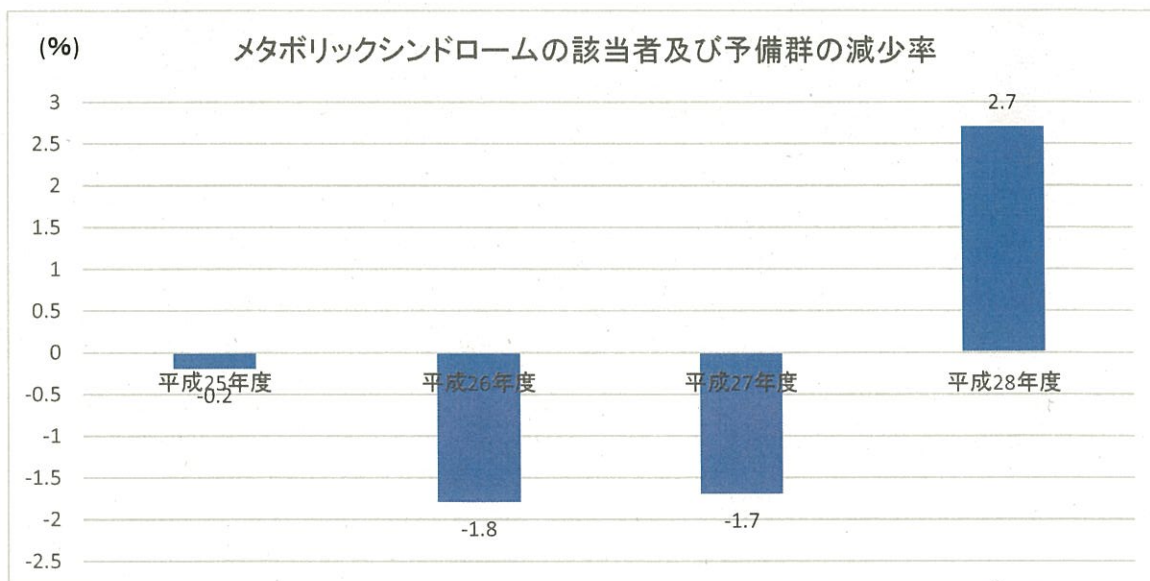
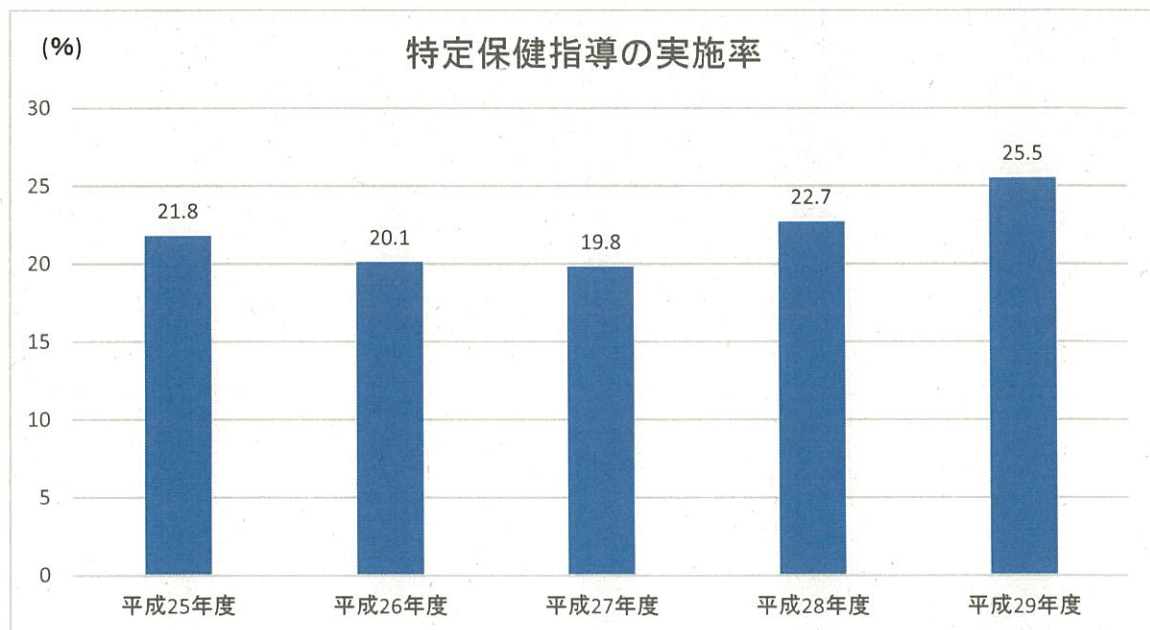
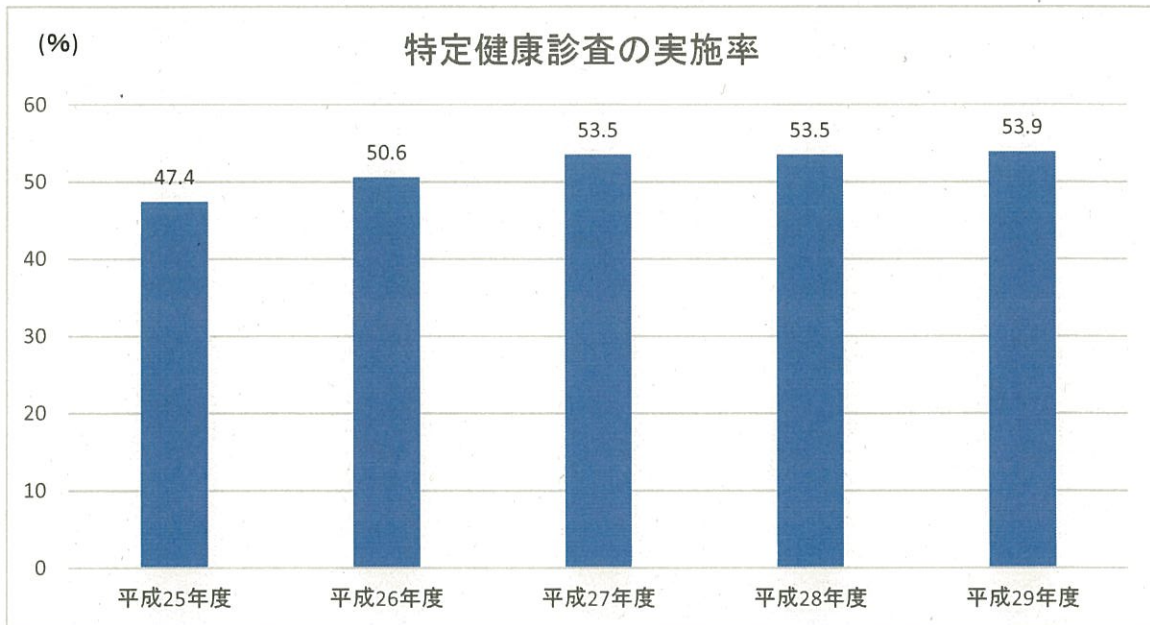
<p>目標</p>	<p>重複投薬の是正や副作用の発生や医薬品の飲み残しにつながらる可能性のある多剤投与の適正化等、医薬品の適正使用の推進。</p>
<p>2018年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】 各医療保険者における医療機関及び薬局と連携した訪問指導や医療費通知等による意識啓発等 かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳の有効活用に関する啓発活動</p> <p>【課題】 市町村のマンパワー不足もあり、被保険者への訪問指導等直接的な働きかけが十分に行われてはいない。また、被保険者の問題意識も希薄な部分もある。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>保険者協議会で重複投薬による健康被害防止を目的とした啓発用のポスターとチラシを作成し、関係機関や被保険者へ配布し、既存の取組と組み合わせることで医薬品の適正使用の推進を図る。</p>

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

<p>目標</p>	<p>各地域におけるプライマリーから高次・特殊医療を担う医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携 在宅療養を行う患者を支える各医療機能別医療機関の連携体制の確立</p>
<p>2018年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圏域での合意に基づき、病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数（9カ所） ⇒ 地域医療構想に基づく病床機能転換が促進され、2025年を見据えた医療提供体制の構築に繋がった。 ○まめネットの新たな機能として「WEB会議サービス」を整備（R元年度完了） ⇒ まめネット上で双方向に映像と音声をやとりすることができ「WEB会議サービス」により、他施設や遠隔地との間を結んだカンファレンスが可能となり、医療従事者の負担軽減や医療・介護の連携推進に繋がった。 ○条件不利地域で訪問診療を行う医療機関数（36医療機関） ⇒ 往診・訪問診療を行う医療機関数は増加し、在宅医療提供体制の強化に繋がった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療構想の達成、在宅医療提供体制の強化に向けて、引き続き支援が必要
<p>次年度以降の 改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○病床の機能分化・連携に対する支援、在宅医療推進に対する支援を継続的に実施

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2018年度の 取組	保険者協議会で、特定健診・保健指導に関する事業（特定保健指導技術研修会の開催、特定健康診査実施ガイド、受診勧奨用リーフレット等の作成）や医療費等の分析等の医療費適正化のための取組を実施した。 また、県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会に保険者協議会の場で意見交換を行い、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上及び円滑な過誤調整の実施等について協力を要請した。
次年度以降の 改善について	2019年度から保険者協議会の事務局に島根県も参画し、他の保険者と協議しながら医療費適正化に向けた具体的な取組を行うこととする。また、県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会と引き続き、保険者協議会の場で医療費適正化に関する意見交換を実施する予定。



※数値は「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（厚生労働省HP）」より